

滝沢馬琴  
蔵書・自著・自作旧板・稿本の売却

高  
牧

實

### How Takizawa Bakin sold his collection

---

Takizawa Bakin, a famous novelist in nineteenth-century Japan, sold his entire collection to his friends after he turned seventy. This collection included his writings and manuscripts. He received a large sum of money for this collection and bought his grandson the position of a low-ranking samurai for Tokugawa Shogun, the most powerful ruler of Japan.

Bakin was a samurai of the lower class, but he renounced this status to be a writer. His son, a doctor, became a samurai in service of the elder lord of the Matsumae clan, but he passed away. Bakin then bought the position of a low-ranking samurai for his grandson.

Bakin was old, his eyesight was failing, and he had lost the spirit to read. Further, his grandson did not enjoy reading. When he sold his collection, he was dejected and he missed it immensely.

## はじめに

馬琴は、『吾仏乃記』家説第四に、子孫のために蔵書沽却すること四度、得た金子一五五、六両なるべし、壮年より衣食を省き戯墨潤筆の余財で、五〇余年購い集め、夏ごとに曝書を続けて、塵さええず愛惜してきた蔵書を、老後、わずか七年の間に、棄てるように売り尽した、財用足りて書を買らないとしても、孫の興邦が読書を好まず、吾身が病眼衰眊して読むことできず、それでも愛惜して同好の友の所蔵するところとしなければ、紙魚の栖になるのみ、潤筆を得られなくなって、蔵書も散佚する、是も命なるか、と記した。<sup>(1)</sup>

馬琴は、『吾仏乃記』家説第三の「蔵書沽却の損益」<sup>(2)</sup>に、第一回めの沽却について、天保七年九月に市に出して売り、十月に知音小津桂窓、十一月に長府貞操院宮様方御用老女藤浦、冬、知音木村黙老、九月頃、居住する屋敷の地主杉浦清太郎弟幾之介、翌年、天保八年三月に黙老、五月に貞操院宮様方へ売った書籍部数、手取金などを記している。家説第四の「興邦番代願成就要記、退<sub>三</sub>二郎<sub>二</sub>雑話、并に二郎退去の証書、二たび蔵書沽却の損益」に、天保十年十一月、黙老へ、翌年、十一年正月、桂窓へ、四月、殿村篠斎へ、八月、長谷川六有へ売却した書籍部数、手取金などを記している。家説第四の「建<sub>三</sub>解が寿蔵及到岸墓石<sub>二</sub>深光寺<sub>一</sub>合表略説、并に三たび蔵書沽却の損益」に、天保十二年四月に長谷川六有へ沽却した書籍と手取金を記し、家説第四の「御政事御改革の諸令、并に窮達有<sub>三</sub>時、四たび蔵書沽却の損益」に、天保十三年八月、書肆岡田屋嘉七へ、九月、高松藩士へ、十一月、篠斎、六有へ、十二月、桂

窓へ売却した書籍部数、手取金などを記している。<sup>(5)</sup>

その後、天保十四年から弘化二年にかけても売却した。そうした売却の経緯、書籍、代金、受領金など、馬琴が、篠斎、桂窓などへ送った書翰に詳しくみることが出来る。

そこで、『吾仏乃記』と『馬琴書翰集成』<sup>(6)</sup>を主たる史料として、馬琴の書籍売却について取りあげてみる。また、売却する理由、売却する折々の心情についても取り上げる。

### 一 蔵書・自著・自作旧板・稿本の売却

#### (一)

馬琴は、『吾仏乃記』に、売却について次のように記した。<sup>(7)</sup> 天保七年九月市での売却、和書一六四部、漢籍翻刻本一一八部、唐本一八部、俳諧古書一〇七部、合代金五三両、内市諸入用金四両、残金四九両一分、外に本巢箱七つ代金三朱、鴨伊兵衛へ『月堂見聞集』二九冊売代金三両、内二朱引、合金五二両一分一朱、手取金。同じ頃、馬琴宅(当主嫡子宗伯の屋敷)の地主旗本杉浦清太郎の弟幾之介へ、所望によって売却、和書一八部、外に字典、桐本箱一つ、代金三両二分。十月、知音の友、伊勢松坂の小津桂窓へ、出府所望によって売却、懸物八幅、代金二両三分二朱、和書二四部、代金七両一分一朱と銀五匁五分、外に引出し附古本箱一つ、代金二朱、合金一〇両一分三朱と銀五匁五分、内金一〇両二朱請取、外に金一両三分、『五雜俎』翻刻初板一五冊(代金文溪堂より)、合金一一両三分二朱、受取。

十一月八日、長府貞操院宮様御所望により御用老女藤浦へ、江戸取次林宇太夫によって売却、自作稗史一五種、代金七両一分二朱、内金一分二朱引、自作中形稗史一一種、代金一両一分、『殺生石』五編揃、銀一〇匁、読本仕立直

し表紙仕立賃、銀一四匁、合金八両一分二朱と銀二四匁、墨田川梅柳新書校本五冊、銀七匁五分、『青砥模稜案』稿本前後一〇冊、銀二匁五分。

冬、讃州高松の知音木村黙老人へ売却、珍書六部、代金六両三分二朱。

天保八年三月、黙老へ、奇書一部、代金一両一分。五月、宮様御所望により藤浦へ、自作旧板の合巻・絵草紙一種（凡三五冊）、代金二両二朱。

正金八四両二分、ほかに、故器械（粟箱二種、同外管棒、鉄遠州炉一箇、大熊皮裏付柶一枚、雲慶作木彫達摩一箇の七種）代金二両二分三朱、加えて金八七両三朱。なお、方外の友石川豊翠へ、『禽鏡』箱入六巻、『飼籠鳥』一〇巻、珍書一種、絵巻三巻を典物として入れ、金一〇両（無利足）を借用し、天保九年に返済し典物を受け取る。天保七年冬、小津桂窓所望によって、自作旧板の画冊子一五種を渡し、唐本一帙と交易した。

正金に借用金と故器械代金を加えて、金九七両三朱を調達したのであった。では、書籍売却について、詳らかにすることにしよう。

馬琴は、天保七年九月十八日、三八、九箱の和漢の書七〇〇余部を売書の市に出した。蔵書売却について、丁子屋平兵衛に相談すると、平兵衛が、日本橋辺りの市宿へ出し、鐙取の振り出しで競売りすれば、一夕のうちに捌ける、と提言した。平兵衛は、馬琴の依頼を受けて夜市を興行し、書肆小林新兵衛を荷主とし、山城屋佐兵衛を市宿とした。平兵衛は、時病のため出席できなかった。書肆角丸屋甚助が算帳を掌った。諸書林群集して混雑し、一夕のうちに大方売れたけれども、紛失したのもあった。『大日本史』三七冊（欠本）、『新武家閑談』一五巻、『琵琶記』一帙、『後漢書』（欠本）、『令義解』（欠本）を、振手が廉価に捌き、しかも価分明でなかった。『令義解』印本が一卷不足として板行されているのを書肆も平兵衛も知らず、廉価で買い取られた。平兵衛に、奇書珍書、稀なるものの書名書付

を渡しておいたけれども、平兵衛が欠席したので、恣に買い取られたりした。馬琴は、和書一六四部、漢籍翻刻本一八部、唐本一八部、俳諧古書一〇七部、代金五三両、うち四両市諸入用、残金四九両一分、本箱七つ金三朱、『堂見聞集』二九冊、鴨伊兵衛へ代金三両、内二朱引、合金五二両一分一朱手取金、と記録している。<sup>(8)</sup>

馬琴は、十月二十日までの延金で売り、市親が金子を立て替えて納める、という約束をしたけれども、市親が残らず立て替えられないといい、金二〇両を受け取ったが、その残金を二十六日に至っても受け取ることができなかった。馬琴は、平兵衛に金二五両借用を申し入れたが、平兵衛は、市日以降も病臥していて、金子を才覚できない、という。<sup>(9)</sup>馬琴は、市で売立した頃、地主杉浦清太郎の弟幾之介が所望したので、和書一八部、字典、桐本箱一つを金三両二分で売り渡した。<sup>(10)</sup>

馬琴は、急いで金子を用意するため、小津桂窓に支援を頼んだ。小津桂窓が、九月下旬に出府してきて、一か月ほど在府し、馬琴宅へ四回来訪した。十月四日、桂窓宛追啓に、蔵書市売立の金子四五、六両、十月二十日までの約束を十月晦日まで延引、平兵衛が病臥のため金子才覚できない、平兵衛から金二五両を借用したいけれども覚束ない、晦日まで貸してもらいたい、平兵衛を請人として書付を入れたい、御旅中ながら、火急の要用、十日頃までに願いたい、さらに、平兵衛に売捌きを依頼する蔵書の書名と代価を書き、御入用のものあれば、来駕して見てもらいたいとて、『白石叢書』三〇冊、金五両位、『日本外史』大珍書大美本二卷、金五両位、『古史通』合本四卷、金三分位、『古史通或問』合本四卷、金二分二、三朱、『瓊浦通』六冊、金一両位、ほかに写本種々、古板珍書、好事物種々、探幽の掛物などをあげた。同日の再翰で、『桜林』など遺漏多くあるので、拝顔して話したい、と申し入れた。

その翌々日、十月六日、馬琴は、桂窓に「覚」<sup>(13)</sup>を送付した。その覚に以下の掛物、書名などと代価を書きあげた。  
 「芙蓉菴仙図」金一分二朱、「関帝神像道士替」金一分一朱、「鬼つら」金一分二朱、「輪王一行書」金一分、「波響三

谷堀の図」金二分、「金凌 梅に雀」「鶴凌 蓮に翡翠」二幅金一分二分、「冬映画大黒 吾山賛」金一朱、「白隠書天満宮」金一朱、本箱一、金三朱、計金二両三分二分朱、『東の春』金一朱、『七夕考』銀五匁五分、『日光御成道掌故』原本類本なし、金三朱、『三浪一覽』原本類本なし、金一分二分朱、『静幽堂叢書』金一分一朱、『細川幽齋公年譜』類本なし、金一分二分朱、『鎖国論』上写本手入本、金一分二分朱、『佐渡年代記』『佐渡風土記』原本類本なし、二部金二分二分朱、『軍器考標疑』金三朱、『渡辺幸庵對話記』金三朱、『義士絵伝抄』金二両、『江戸惣鹿子』八冊の内一冊欠、金三朱、『きおひざくら』金二朱（銀一二匁買入、引く）、「元禄よし原遊君画像」金三朱（金一分買入、一朱引）、『垣下つれづれ草』金一分、『辰之介七変化』（『姿記評林』）金二朱、『吉原丸鑑』金三朱、『最上記』金二朱、『金びら千人切』銀三匁五分、『折たく柴の記』上々古写本、金二分二分朱、『禹鑿堂漫録』類本なし、金二分二分朱、『落穂集』上々古写本、金一分一朱、『老話一言』十八迄合本六冊、金三分、『東雅』極上写本、金一両三分、『江戸志』増補本上写本、金二両、『桜林』金二両、『慶長・元和・寛永三年録』無双珍書、金三両二分、『慶長日記』無双珍書、金二両二分、『南回茶話』金一朱、『瀬田問答』金三朱、『得泰船筆録』金一朱、『異国往来』金三朱、計二〇両一分三朱、銀九匁、加えて『水滸後伝』を金一両二分とし、『本朝医談』は此方へ留め置くことを知らせた。過日、桂窓が馬琴方を訪ねた折に、馬琴が見せたけれども、紛れて出したものであった、という。馬琴が蔵書のなかから取り出して桂窓に見せ、桂窓が選り出したものを書き出して、覚として代価とも桂窓に示したのであった。『水滸後伝』を、丁子屋平兵衛に金二両で売って貰いたいと頼んでいたが、桂窓が買入れてくれるのであれば、岡田屋から買入の元直段の金一両二分、入手後数十日骨折って手入した分を進上する、ということにしたい、未見の人の宝にはしたくない、と申し入れた。桂窓が馬琴方へ来訪したのは、五日であったと思われる。

馬琴は、十月七日、桂窓が選んだ巻幅・書籍を目録と引き合わせて箱に入れ、桂窓の使に渡した。桂窓が、『桜林』、

ついで『慶長・元和・寛永三年録』、『慶長日録』、『東雅』、『義士絵伝抄』、『折たく柴の記』、『江戸志』、『禹鑿堂漫録』、『金びら千人切』の八部を返してきた。馬琴は、十一日、十二日に桂窓へ書翰を送り、慥に受け取った、と伝えた。<sup>14</sup>

馬琴は、丙申冬十月、小津桂窓出府、所望によって売与の蔵本として、懸幅八幅、代金二両三分二朱、和書二四部、代金七両一分一朱と銀五匁五分、ほかに、引出し附古本箱一つの代金二朱、合金一〇両一分三朱と銀五匁五分、内金一〇両二朱受取、『五雜俎』翻刻初板一五冊、金一両三分(代金文溪堂より)、合一一両三分二朱受取、と記録している。<sup>15</sup>十一月三日の桂窓宛書翰に、先月御逗留中、交遊の義を以、御購入の拙蔵本、合算して勘定してみたところ、金一〇両二朱と銀五匁五分、外に「沽徳、雁蜂評懐紙」二冊、金一分、二ツメ金一〇両一分二朱と銀五匁五分、内、金一〇両二朱受取、と書き、懐紙代が済んでいない、御所望により、旧作合卷二五部を進上し、そのほか少々ずつ交易をと仰せられた、御蔵本の『水滸後伝』を遣し下さる約束、文人学士が論ずるのは大俗、恥ずべきこと、仁兄が、野老の宿望費用のたすけと思召して、当用ないものも御買入れられたことと察するけれども、御賢察願いたい、と認めて、書外御憐察を願っている。馬琴は、丙申の冬、桂窓が所望したので、自作旧板の画冊子一五種を渡し、唐本一帙と交易した、と記録<sup>17</sup>している。合卷二五部と『水滸後伝』の交易の約を成就している。

丙申の冬には、木村黙老へも珍書六部を売って金六両三分二朱を入手した。<sup>18</sup>

十一月八日、長府貞操院宮様御用老女藤浦へ江戸の林宇太夫取次で自作本を売り渡した。自作稗史一五種、金七両一分二朱、内巻分二朱引、自作中形稗史一一種、金二両一分であった。<sup>19</sup>

遡って、天保六年閏七月十二日の桂窓宛書翰によれば、長州前夫人から宮様になられた方が、殊の外に草紙好き、就中、馬琴のもの、なかでも『美少年録』を愛玩されている由、仕える老女藤浦が、兄(林宇太夫)の仲介で来宅し、



長州の画工雲旦を案内として宮様来臨面談されたいとの思召を伝えてきたが、馬琴は、病中とて藤浦と対面しなかった。

その翌年、天保七年八月の書画会の前に、林宇太夫、鍊太郎父子が来宅し、長府様からの算賀金五〇〇疋を馬琴へ渡した。馬琴は、殊の外多用で父子と面談しなかった。その折、藤浦からの書翰を受け取り、長府様の思召を承った。十一月五日、馬琴は、宇太夫へ書翰を送り、書画会について詳しく認め、別啓で、長府様御所持で買い入れ不用のものを、御令妹から指示してもらいたい、と申し入れたのであった。

天保七年十一月七日、馬琴は、嫡孫の太郎をつれて林宇太夫方を訪ね、御持筒同心株を求めて四谷の屋敷へ引越すとして、暇乞いの挨拶をした。七日に宇太夫へ書翰を送り、書画会の様子、四谷の破屋の作事を伝え、毛利長門府中藩の桜田上御屋敷から林鍊太郎様が御番帰りに四谷宅へ御出掛け下されば御左右を承る、と認めた。<sup>(23)</sup>

二日前、十一月五日の林宇太夫宛別啓で馬琴は、麻布辺りの三千石ばかりの御寄合衆が、寛政以来の馬琴の旧作読本を、残らず譲って貰いたい、価高料でもよい、と申し入れてきている、老後の形身に残しておきたいと思ってきた一部ずつの旧作読本を、手離すのは本意ではないけれども、只今の急用を調えるため、懇意の人様に譲りたい、いずれも得難いもの、一編金一〇〇疋ずつ、一層得難いもの一編金二〇〇疋ずつとする、かの御許様よりかねて頼まれてきているので、貴翁のはからいで、その価で引き取るとの思召なら、かの御許様へ御譲りする、先頃差し上げておいた中本類も御入用であれば、一編金二朱ずつ、『さら山の記』など二編続きのもの金三朱とする、いずれも最初の一番刷、それらの目録、価を電覧に入れる、御令妹様の御返事次第、のび／＼では御相談できない、貴翁一存で決着されたい、麻布の方へは、かの御許様御所持の分、不用の分のみを譲る、と申し送った。十日、書名目録と価、受取金を記した受領済の覚も発送した。<sup>(25)</sup> その書名と価は次のようであった。『月水奇縁』五冊、『復讐奇談稚枝鳩』五冊、

『四天王剽盜異録』前編五冊後編五冊、『新編水滸画伝』前編六冊後編五冊、『三国一夜物語』五冊、『敵討裏見葛葉』五冊、『園の雪』五冊、『頼豪阿闍梨怪鼠伝』前編五冊後編四冊、『括頭巾縮緬紙』三冊、『旬殿美々記』前編五冊後編五冊(焼板)、『糸桜春蝶奇縁』前編四冊後編四冊(焼板)、『常夏草紙』五冊(焼板)、『雲妙間雨夜月』五冊(焼板)、『刀筆青砥碑』六卷、『昔語質屋庫』五冊、以上一編金一〇〇疋ずつ、焼板物は一編金二〇〇疋ずつ、金一〇〇疋ずつの一二編合計金三両、金二〇〇疋ずつの七編合計金三両二分、但し、合本とした分を表紙取り替え五冊ずつに綴じわけて差し上げる、その表紙代、製本代少々余計を加算する。『小説比翼文』二冊、『曲亭伝奇花釵』二冊、『盆石皿山之記』二冊、同後編二冊、『刈萱後伝玉櫛笥』三冊、『誰也行燈』二冊、『枕石夜話』二冊(合本一冊)、『巷談埜』二冊(合本一冊)、『犬夷評判記』三冊、以上九編、中本一編金二朱ずつ、合計金一両三朱(一両二朱九)、この九編は先頃御覧に入れ奉っているもの。ほかに、『画本漢楚軍談』前編五冊後編五冊、『高尾船字文』五冊、一編金二朱ずつ、合計金一分二朱、『殺生後日怪談』初編二編三編四編五編揃、銀一〇匁、『繪本武王軍談』前編二編一〇冊(合本五冊)、『繪本竹馬駒』三冊(焼板)、金二朱、本仕立直し表紙代二六冊分、銀一四匁、都合金八両一分一朱と銀二四匁、金四両を受け取り、また、金四両二分三朱と銀一匁五分を受け取り、都合金八両二分三朱と銀一匁五分、慥に受け取って御勘定相済みとした。

麻布の方というのは、石川豊翠(左金吾)であった。馬琴は、宮様御所持で不用のものは、豊翠に売り渡し、両方へ義理を立てたい、麻布の方へ返事を延引したくない、と宇太夫に申し入れて、宇太夫一存で決着するよう求めた。旧作の読本類で、近頃両店の大火に板木焼失したり、板木分散したりして、摺り出し本入手できないものを高価にし、『高尾船字文』『殺生後日怪談』が再板、摺り出して入手できるけれども、再板が画も文も原本と違っているので、最初の摺り出し本を高価にしたりした。

十一月九日の林鍊太郎宛書翰<sup>(26)</sup>によれば、鍊太郎が来宅した折、馬琴は、約束の上本製本し直しが薄暮になって出来上ってきて、間に合わなかったので、九日、鍊太郎方からの使に渡した。近頃、表紙高直、品切れのため走り廻って、やっと買い出して仕立てた由で遅々した。馬琴は、表紙書入して差し上げようとしていたが、間に合わず、書入しないで使に渡した。そのこと尊夫人に宜しく伝えてもらいたいと希った。

天保八年二月三日の林宇太夫宛追啓<sup>(27)</sup>で、御所蔵本ある『堤の庵』『枕石夜話』『ひよく文』の中本返却あったので、その代料金一分二朱を今日返納する、返却のもの所望されていたる石川方へ進上されては如何か、とのことであるけれども、ほかより返却のもの進上と申すのは恥ずかしく、容易に手に入らないもの故、手前に残しておく、格別の御厚志で、旧冬代金取り替えて渡して下さり、多くのもの御用に立ち幸い、と伝えた。さらに、文化末から文政はじめまで、上紙摺りと唱えて、二冊三冊半紙摺りの合巻、二、三〇〇ずつ売り出し、その余を合巻草双紙にしていたけれども、その後、色入摺付表紙の合巻物出てきたので、直段高料となる半紙摺を中止したが、自作合巻草紙を二四部所蔵している、その頃、合巻作りに力を入れていたので、我ながらよく出来ていると存じ秘蔵している、御入用であれば差し上げる、御令妹様に伺われて、聊の品たりとも御慰みになれば本望と存ずる、昔年、本屋に頼まれて『絵本天神記』を作った、画と筆工が北尾重政、滞って近来重病没後に板下出来たが、板元不如意で彫刻できず、潤筆の代りに五冊の板下を手許に収め、板元も死去したので秘蔵している、板下の世上一本の品故、直段きわめて高料、もし板下本御覧の思召ならば、貴君へ貸進する、御令妹様、御賢息様へ然るべく伝声下さるよう希う、と書き送った。

三月十日、林宇太夫宛書翰別紙<sup>(28)</sup>で、馬琴は、自作合巻上摺り本の書名目録を差し上げるようにとの仰せに従って、別紙目録を御覧に入れる、と宇太夫に伝え、別紙<sup>(29)</sup>に、自作半紙本上紙摺り合巻絵草紙の書名目録を記して宇太夫へ送った。『浪葩桂夕潮』合巻一冊、『千葉館世継雑談』合巻二冊、『敵討賽八丈』合巻一冊、『相馬内裏後難

棚』合卷二冊、『敵討仇物数奇』合卷一冊、『松の月新刀明鑑』合卷二冊、『鳥籠山鸚鵡助剣』合卷二冊、『苔名辻蹇児  
仇討』合卷二冊、『十三鐘孝子功績』合卷三冊、『敵討勝乘掛』合卷二冊、『姥桜女清玄』合卷二冊、『皿屋舗浮名染  
著』合卷三冊、『赫突姫竹節話説』合卷二冊、『女護島恩愛俊寛』合卷二冊、『釣鐘弥左衛門奉加助剣』合卷二冊、『巳  
鳴鐘勇道成寺』合卷二冊、『小女郎蜘蛛怨芋環』合卷三冊（上の巻紛失）、『傾城道中双六』合卷二冊、以上、文化末か  
ら文政初まで色摺表紙の合巻、世に出る前に上紙摺、二、三〇〇ずつ出版、半紙本、只今売買のもの一本もない品々、  
通計一八部、三八冊、外に『画本義経千本桜』合巻二冊、千本桜の狂言を歌川豊国似顔画に画いたもの、文が千本桜  
のまゝ、自身書き入れたもの、と記した。

その書名目録を宇太夫が藤浦方へ提示し、鍊太郎が藤浦方からの価の問合御文を馬琴方へ来て馬琴に見せた。五月  
二十日の宇太夫宛書翰<sup>30</sup>で、馬琴は、来宅した鍊太郎に、旧作上紙摺り合巻を取り揃えて、三一冊を差し上げ、一冊金  
一朱、計金一両三分三朱と申し上げた。強いて差し上げたいのではない、御所様御慰みになればよい、御覧の後に返  
されてもよい、金二両で引き受けたいと申されたが、得難いもの、御承知の上で御勝手宜しいように願いたい、と宇  
太夫へ申し入れた。『天神記』について、実録ものが御慰みにならない由で、馬琴は差し上げるのをひかえた。『雲妙  
間雨夜月』に落丁あって、御令妹様へ御出入の貸本屋のものをもって写された由、一向心付かず恐れ入る、相済む由  
にて安心した、と宇太夫へ書き送った。

その後、天保十一年十月二十一日の桂窓宛書翰（代筆）<sup>31</sup>によれば、馬琴が、旧作『桂の夕しほ』半紙摺上本を宮様  
へ差し上げており、天保十三年九月二十八日の篠斎宛書翰（代筆）<sup>32</sup>に、先年、読本『敵討裏見葛葉』『絵本筆馬鞍』  
を宮様へ差し上げたことがみえる。

(二)

馬琴は、『吾仏乃記』に、天保十年十一月十四日、黙老へ奇書珍書二部、絵巻物八巻（各箱入）を、金一五兩二分二朱で、翌年、天保十一年正月八日、桂窓へ珍書三部を金四兩で、四月十一日、篠斎へ珍書唐本二部を金三兩一分二朱で、八月五日、篠斎仲介をもって長谷川氏（六有、元貞、本居春庭弟子）へ珍書、自作国字小説稿本とも八部を金一三兩で、合計三六兩で沽却したことを記した。天保十二年四月、長谷川六有へ愛書三種、「白石叢書」三三巻、代金五兩、『禹鑿堂漫録』五巻、代金一兩一分、『太平絵伝抄』五巻、代金一兩一分、を売って計金七兩二分を得たことを記した。その翌年、天保十三年八月、書肆岡田屋嘉七へ、和漢板本六一部、代金一〇兩二分、九月黙老へ奇書珍書一五部、代金五兩、十一月、篠斎へ明和以来の古板草冊子四二種、奇書一部、合代金一兩一分、篠斎媒介長谷川六有へ珍書六部、代金三兩一分三朱、十二月、桂窓へ珍書薄物六部、代金三分二朱と銀六匁、ほかに、九月、高松藩士へ写本三部、代金二分と銀三匁七分五厘（代金天保十四年一月に受け取る）、計金二〇兩一分一朱と銀九匁七分五厘、を受け取ったと記した。書肆の買取価が、唐本原価の三分一、四分一で、甚だ廉価であった。交友知音が、吾を資するため相応の価で買ってくれた、と記している。<sup>(33)</sup>

その記事にみえる天保十年から十三年にかけての売却の経緯と書名などを詳らかにしよう。

天保十年八月十二日頃の桂窓宛覚<sup>(34)</sup>によれば、「越後雪譜料」画巻八巻三重箱入、金三兩二分、それに「謙信春日山の図説」一本と「雪の図説」二冊を加えて金四兩、『増補平妖伝』二帙（印本一帙、写本一帙）、金一兩一分、『水滸四伝全書』四帙、金二兩一分、『聞まゝの記』大本一四冊、金二兩三分、『塩尻抄』四冊、金二分、『増補江戸志』一冊、金一兩二分、『事迹合考』五冊、金二分三朱、『桜林』一四巻合四冊、金二兩二朱、『瓊浦偶筆』七巻合三冊と「長崎真図」二本、金一兩二朱、『宛委余編』訓点付四冊と「附録」一冊、金一兩二朱、合計一五兩一朱、として目録

を書き送り、別紙付箋に、『水滸伝』不用であれば代りの極珍書として、「長享江戸図」一本、「長祿江戸図」一本、「慶長江戸図説」一冊、「寛永江戸図」一本、「明暦板江戸図」写本一冊、「元祿板江戸図」写本一本、「御国歌舞伎画巻」一卷、「寛文俳優図」一卷、二重箱入、金二両一分を加えて、沽却したい、と桂窓に申し入れた。

馬琴は、以下のように説明を記した。「越後雪譜料」は、二、三〇年前、鈴木牧之から年々追々画いて送ってきた「雪譜料」の画稿、疎画ながら雪のこと尽したものの、印本の『雪譜』などはこの百分一にもならない。一卷五、六〇枚ずつの大幅、『雪譜』の著述牧之へ断った折にこの画稿を返すべきところ、惜しく代金を払って珍藏してきた画稿、裱褙疎抹ながら実に海内一本の珍書。『増補平妖伝』の印本は先年御目にかけてもの、写本は貴御蔵本を写させ校訂し、帙をつくらせ美本としたもの、御所蔵の写本を売却して、一本とも印本とされれば珍藏もの。『水滸四伝全書』は長崎へ行った人より買い取ったもの、少しは廉なるもの。『聞まゝの記』は黙老の随筆、近世の奇説集録したものの極く細字、大冊、一冊五、六〇丁、写本料金三両二分ほど支払った、原本のほかには一本のみであろう。『塩尻抄』は有用のところ抄録、役に立つこと多い。『増補江戸志』は上写本校訂した善本。『事迹合考』は『落穂集』にもれたものを記す、最も珍書、太田南畝のみの蔵本を写させたもの。『桜林』は、屋代弘賢の『古今便覧』の内の桜譜、写本料を多く支払ったもの、先年御目にかけてと覚えている。『瓊浦偶筆』「長崎真図」は最も珍書。『宛委余編』の「附録」は稀な写本、上写本校訂、拙老悉く訓点した愛書。

書名、代価の目録を見た桂窓は、『聞まゝの記』『塩尻抄』『瓊浦偶筆』三部を買い取ると伝えてきた。九月二十四日、馬琴は桂窓へ書翰を認め、勝手次第に飛脚へ出す、脚賃御地払にするようにとの御心付、御義侠の至り、と謝意を述べた。『宛委余編』についての桂窓の問に対し、全書を『四部稿』という明の王元美の随筆、二、三〇〇巻のうち最もおもしろいもの、『五雜俎』と伯仲、学者往々抄書するが写本稀れ、拙老蔵本のもの全写本、悉く訓点を施し

た美本、その続きの『芸苑卮言』附録一冊、写本もない珍書、古今の画者について論じたもの、『四部稿』全書は官庫のみにある、と説明し、『聞まゝの記』と一緒に封入して送る、御覧の上、御望みでなければ返されるようにと申し入れた。『水滸四伝全書』について、一二〇回本、李卓吾の頭書ある大本四帙、板行あまりよくなく磨滅のところを善本と比較し、朱をもって補写手入れたもの、首巻に『宣和遺事』を附録してある、『宣和遺事』をみなくては『水滸』の作者のはたらき合点できない、一〇〇回本は、静廬所蔵のほかにはない珍書ながら全書ではない、一二〇回本がよい、訓点を施し校訂したものと評した。<sup>(35)</sup>

十二月朔日、馬琴は、桂窓へ書翰<sup>(36)</sup>を送り、多務寸暇なく沽却抽蔵本まだ荷作りできず飛脚へ渡していない、年内に暇できれば送り出す、御目にかけてと申した『宛委余論』『芸苑卮言』を黙老へ売り渡したので、御目にかげられない、秋、黙老が凡そ金一六兩二分二朱ほどの抽蔵本を引き取り、江戸屋敷で引請人荷作りする由、その人下部を供として引き取り残らず片付けた、金子も受領して大安心した、と伝えた。

翌年、天保十一年正月八日の桂窓宛別楮、別包添状<sup>(37)</sup>によれば、馬琴は、『聞まゝの記』一四冊（代金二兩三分）、『塩尻抄』四冊（代金二分）、『瓊浦偶筆』七卷合二冊（代金三分）を、飛脚問屋嶋屋佐右衛門方へ、並便、賃先払いで出した。

馬琴は、方位選択の書や写本の沽却取扱いを篠斎に頼んだ。篠斎が、紀州和歌山に欲しい人がいるかもしれない、書名と代価を記して送るようにと申し入れてきた。二月九日、馬琴は、書名、代価を篠斎宛書翰<sup>(38)</sup>に認めて出した。『通徳類情』大本帙入八冊、上筆工に写させ校訂したもの、元入金二兩一分ばかりかゝったもの、『崇正通書』小刻帙入八冊、江戸大坂に唐本なく、屋代弘賢所蔵のもの借膳し校訂したもの、写本惣入用金二兩二朱ばかりかゝったもの、今は唐本あって廉価、元入分の代価までに沽却したい。然るべく取り計ってもらいたい、代価以下であれば時を待ち

たい、小説物として、『二度梅』帙入小刻六冊、金三朱で買い入れたもの、金二朱ならば沽却したい、『水滸四伝全書』二四冊四帙、金二兩一分で、素人が長崎からもたらしたものを買い入れた、金二兩位ならば沽却したい、御媒介御心懸け下さるようにな、と篠斎に頼んだ。

篠斎が松坂の長谷川六有へ媒介した。六有が、蔵本あるけれども、善本であれば『東雅』を買い入れたい、『増補平妖伝』とともに、金三兩二分を前金で渡す、大伝馬町御掛店殿村文右衛門から受け取られたい、と篠斎が馬琴に知らせてきた。四月十一日、馬琴は、篠斎へ書翰を送り、長谷川六有主が拙隨筆『玄同放言』『燕石雜志』を所蔵の由、和漢の学者、風流家、そのような御人に売ること本望の至、貴翁の御義俠悦しい、金三兩二分の御手形で清右衛門をもって慥に受け取った、『東雅』『平妖伝』、六有主から頼まれた由の『酒説養生論』を、並便で瀬戸物町嶋屋左右衛門方へ出した、『酒説養生論』の古本、全七卷合本三冊綴込、代料銀五匁五分、新本入手できない、古本でよくなければ返されるよう、有用の好書、児孫のため家蔵する、と伝えた。日本橋須原屋茂兵衛板、須原屋になく、草紙類の扱いを渡世にもしている今の清右衛門（娘おさきの婿、分家）が、江戸中を走り廻り、ふと紙店で見出して入手したものであった。馬琴は、先便で扱いを頼んだ『通徳類情』『崇正通書』など、和歌山の懇家へ伝えられた由を謝礼し、方位学すたれてきたので売れないのも是非ない、ほかに、「大東分界図」大折本、箱入三本がある、日本六六か国の図、一か国それぞれに作者の説が書かれている、『奥羽聞老志』の作者滄洲自筆の稿本、類本ない珍書、図は鹿略、文化中に代金三兩で買い入れ箱を作らせて所蔵してきた、相応の代価であれば売りたい、小生読本の稿本、文政中まで板元が返さなかったが、その後引き取った、『八大伝』の稿本六、七集より残らずある、『巡島記』そのほか多くある、相応の代価であれば売りたい、紙魚の書にするよりは売った方がよい、御心懸け願いたい、とも頼んだ。

馬琴は、『増補平妖伝』二帙、合巻稿本六冊、桂窓行小紙包一つの小形一包、『東雅』五冊、『酒説養生論』三冊の



大形一包として嶋屋へ出し、『増補平妖伝』二帙、代金二両一分二朱、善本の『東雅』一〇卷合五冊、代金二両、計三両一分二朱を大伝馬町殿村文右衛門殿より受け取る、『酒説養生論』七卷合三冊、代銀五匁五分、拙作合巻稿本一部、ともに嶋屋から並便で出した、との覚を篠斎へ同日に発送した。五月六日に到着。飛脚賃銀七匁九分、内長谷川方分銀四匁五分三厘、篠斎方分銀三匁三分八厘であった。

馬琴は、六月六日に篠斎へ書翰(代筆)<sup>(40)</sup>を送って、「大東分界之図」、読本稿本などの代金について申し入れた。「大東分界之図」について、篠斎が、相応の代価とは金三両より上か下か問い合わせてきたので、馬琴は、貴君御入用であれば、金二両一分でも二両二朱でもよい、他の方であれば、金二両二分として、読本稿本一編につき金三分、貴君御入用であれば金二分でもよい、合巻稿本六冊もの金三朱、八冊もの金一分で御世話願いたい、「大東分界之図」稿本、大坂書林が高料の潤筆で引き請け奉行所へ出板願改に差し出したけれども改済まず、久しく手許に置き、代金一五両で売りたいと申ししていたが売れず、小生、河内太兵衛媒介で金三両でやっと入手したものの、金二両二分では高料ではないと考える、拙作稿本、一旦板元へ売ったしばかりかす、稿本まで世上流布するのは恥しいことから、多金調えがたいための細工、世界一本のもの下直と考える、と応答した。読本、合巻の書名、冊数などを書き出した。読本、『八犬伝』六集より九集の下帙まで二三、四集、『巡嶋記』初編より六編まで、『石魂録』後編六冊、『南柯夢』全六冊、『質屋庫』全五冊、『俠客伝』初集より四集まで、合巻、『金毘羅船』八編まで、『傾城水滸伝』初編より十三編まで揃い、『金魚伝』初編より六編まで揃い、『文の定紋』全六冊、『赤本事始』全六冊、その内、『南柯夢』六冊と『赤本事始』六冊を、『大東分界之図』と同封して、今便並便をもって送るよう飛脚問屋嶋屋佐右衛門方へ出した、と伝えた。

『大東分界之図』を篠斎も長谷川六有も見たい、脚賃御地払いで送るよう、稿本一、二部も見たい、との篠斎か

らの申し入れを受けて、馬琴は、篠斎方へ送り出したのであった。なお、『酒説養生論』について、よく聞き合わせたところ、元来、作者の蔵板、享保中に須原屋平左衛門という小店が引き受けて売り出し、本店須原屋茂兵衛名前も加えたが実の板元でなく、それほど売れず、只今、甚だ稀な書、須原屋の手代が書名すら知らないほどのもの、と知らせた。

同じ日、馬琴は、篠斎へ別紙も送って、岡田屋へ前金を得て預けておいた唐本を書き出し、書肆へ売るより友人の所蔵になる方が望ましい、長谷川六有などへ伝えて下さるように、と申し入れた。『事文類聚』前集、後集、続集、新集、別集、外集、補遺写本一冊、大冊合本一七冊、桐の箱入、代金二両、『宋元通鑑』一帙、『少微通鑑』一帙、代金一両、『事文類聚』は、名家の有名な記文を収める、『芸文類聚』ほどではないが、記文の学の第一の書、『宋元通鑑』『少微通鑑』は二十一史の代り、学者になくはならない書、と書名、代金、説明を記した。

同日、馬琴は、桂窓書翰(代筆)を送り、同じ書名、代金、説明を別紙に書き、書肆へ売るより友人の所蔵になるのが望ましい、と申し入れた。

八月二十一日の篠斎宛書翰(代筆)によれば、長谷川六有が『大東国郡図』を金二両二分で買い入れる由、篠斎から馬琴へ知らせてきた。馬琴は、白石ものの媒介を篠斎に頼み、篠斎は、和歌山の懇友に話したことを馬琴に伝えた。馬琴は、その和歌山の懇友の名前を桂窓から聞いていたが失念した。

その御仁、所蔵する『読史余論』は悪書の由で、馬琴の蔵本が善本であれば買い取りたい、長谷川六有が馬琴から買い入れた『東雅』について聞き知って、買い入れたいと篠斎へ頼んだという。馬琴は、蔵本大字、筆者上田流の俗手跡、誤字多く用立ちかねたので、夏休みに悉く校訂し本をよごしたけれども極く善本に直した、家に残しておきたいが、財用のため、聞き及んでいる御仁ならば譲っても惜しくない、苦心の手入本の愛書、代価金千疋位までよい、

その御仁の蔵本と交易して差し引きにすれば高料ではない、その蔵本の買入値段を知らせてもらいたい、その蔵本を拝見したい、と篠斎へ申し入れた。

『南柯夢』稿本についても申し越されたこと有難い、望む人まだなければ、代価如何ほどでもよいので御世話願いたい、北斎の挿絵が作者の意に従わず稿本通りでなく、印本と人物の位置など異っている、御注文の『傾城水滸伝』稿本、第三編がない、板元の鶴屋喜右衛門が三代もかわっていて稿本について知る者もない、その代りとして『金魚伝』上編下編を差し出す、中編板元で紛失した端物ながら唐山の小説を翻案した稿本、これをもって堪忍してもらいたい、貴君御取入の分、代価少し減じてもよいと申し入れたけれども、定の価で勘定するとの仰せ、万々忝ない、『巡島記』『質屋庫』などの稿本揃っている、『金毘羅船』の稿本八編のうち七編、八編のみある、『金瓶梅』稿本揃いながらある、『金毘羅船』不足分の代りとして、『殺生石後日』五編稿本揃いを差し出す、これをもって堪忍してもらいたい、『金毘羅船』の板元が稿本を返却しないし、『金毘羅船』板元、年久しくなっているから大方ないと思われる、『殺生石後日』の手許にあった極上本の稿本を、貞操院宮様へ五か年前に差し出したので、手許にある稿本を製本し表紙を掛けさせたもの、頗る心を用いたもの、長谷川六有主へ宜しく伝えてもらいたい、桂窓子も『金毘羅船』初編より三編まで望まれたが、七編八編のみしかないと断わった、『石殺石後日』の稿本のみ望まれれば、代金二両で譲りたい、望む人を聞き出して世話してもらいたい、『文の定紋』を桂窓子から四、五日先に注文を受けたけれども、貴君から代金を早速渡してもらったので、貴君へ送る、桂窓子へ返事する、何れとも御相談の上、桂窓子へ譲られるのも思召次第と思う、と申し入れた。

そのほか、『皿皿郷談』『春蝶奇縁』『常夏草紙』『三国一夜物語』などの稿本を御取入されることながら、何れも稿本がない、『皿皿郷談』の稿本他所にある由を聞いて、美濃屋甚三郎をもって掛け合い、辛じて取り戻した、焼

板、江戸に一本もない、少し虫入ながら表紙掛製本させて秘蔵してきた、手許に校合摺本あるので御注文に応ずる、『三国一夜物語』『旬殿実々記』『春蝶奇縁』『月水奇縁』『常夏草紙』『水滸画伝』、蔵本何れも初摺極上本、貞操院宮様御望みで、五か年以前に差し上げて、只今は所持していない、このことを桂窓子へも申し入れるので宜しく、と申し送った。

同日の篠斎宛の別紙(代筆)<sup>(44)</sup>に、書名、代価を記し、洪紙包二つにして、飛脚問屋嶋屋佐右衛門方へ並便をもって送るよう手配したことを伝えた。『事文類聚』唐本箱入合本二三冊(内写本一冊)、代金二両、『傾城水滸伝』稿本初編より十三編上迄、内第三編紛失、代金三両二朱、紛失第三編の代りに『金魚伝』上下二帙を差し添える、『朝夷巡島記』稿本六編迄分巻三〇冊、代金三両三分、『質屋庫』稿本五冊、製本表紙掛、代金一分二朱、『文の定紋』合巻物六冊、代金三朱、『事文類聚』合本一七冊としたのは覚え違い、二三冊、代価金二両とは岡田屋が付けた直段、『朝夷巡島記』の第六編が四冊で二九冊のところ板元が分巻して三〇冊になったと覚えている、なお、先便で送った「大東分界図」代金三両二分、『赤本事始』代金三朱、『南柯夢』代金二分二朱、合計金一三両、内金一〇両受領、但し、まだ望む人なく、御取入されて他に望む人あれば、金三分でも三分二朱でも相当の価とする、ほかに、申し越された『皿皿郷談』稿本、製本表紙掛六冊、今便に封入して送った、宜しく取り斗ってもらいたい、と記した。添状(代筆)<sup>(45)</sup>三通を送り、その内の一通に、『青砥碑』稿本一冊も『事文類聚』『質屋庫』に加えて箱入一包として送ったことを記した。

十月二十一日の篠斎宛書翰(代筆)<sup>(46)</sup>によれば、『傾城水滸伝』稿本、初編下帙四冊、十二編下帙四冊、計八冊不足との知らせを受け、馬琴は、不眼、媳婦に任せて行き届かず、恥じ入る、長谷川氏彼是申されないのであるけれども、板元にもないので、飯田町宅娘へ遣っていた初編から十三編上帙のなから、第三編上下帙四冊、初編下帙二冊、十二編下帙二冊、計八冊、の板本を今日早便、賃江戸払で嶋屋方へ出した、第三編不足分の代りに差し出した

『金魚伝』稿本を返してもらいたい、『南柯夢』稿本、『文の定紋』稿本、望まれる桂窓子へ譲られる由承った、と篠斎へ書き送った。

その後、篠斎が、『傾城水滸伝』稿本(板本カ)八冊、『青砥石文』稿本一冊を馬琴へ返してきた。馬琴は、十二月十四日の篠斎宛書翰(代筆)で、『青砥石文』稿本四之巻一冊、昔校合の折、板元へ返さず端本のまゝ手許にあり、琴魚様作の稿本、御直筆ではないが御形見にと老婆深切に差し上げたけれども、老人の記憶悪く御尋ねに御答をもらし、不本意の至、恥じ入る、と書き送った。『傾城水滸伝』稿本不足代りの板本の訳合を、長谷川六有が聞いて返本してきたのを知って、御義侠の至、宜しく伝えてもらいたい、黙老が、『傾城水滸伝』初編下帙二冊、十二編下帙二冊を、昔年、鶴屋から貰って持っていることを知り、黙老が望む『金毘羅船』稿本六編・七編の八冊と交易するよう頼んで、十一月中旬、高松の黙老方へ送った、黙老が許容して『傾城水滸伝』稿本四冊を送ってくれると思う、手に入り次第、来春御地へ送る、と伝えた。馬琴は、「白石叢書」などについての篠斎に問に答えて、「白石叢書」、寛政中、大田才助が白石の家へ経書講釈に出た折に借用し、ひそかに写し取った由の三二、三冊、文化中、金五両で某から買い取り、校訂して秘蔵してきた愛書、元値段よりよければ譲りたい、この珍書好む方へ御媒妁願いたい、『忠臣絵伝抄』享保中の印本、全五冊、義士の肖像あり、売り出し後程なく絶板、甚だ稀な書、義士の実録の板本、文化中見出し、金一両一分で買い取り秘蔵してきたもの、好む人あれば元直段で譲る、御世話を願いたい、両書とも、不眼で読むことができないので所蔵する甲斐がない、と書き送った。

翌年、天保十二年一月上旬に、馬琴は、黙老からの『傾城水滸伝』稿本初編下帙四冊を受け取った。十一編下帙稿本四冊を黙老子息枝之助殿が何方へか貸した由で、急には知ることできない由、先ずは、初編下帙四冊、近日届けるものと一緒に封入して送る、と一月二十八日の篠斎宛書翰(代筆)で申し送った。篠斎が、『青砥石文』端本稿本、

由来を知って送ってもらいたいと申し入れたので、馬琴は、近日一緒に封入して送り、進上する、と約した。篠斎が、「白石叢書」について重ねて尋ねてきたので、馬琴は、金子急用ではないので必ず売りたいのではない、二度と手に入らない要用の診書、代価高料でも望む人あれば譲ってもよい、老拙不眼、読書できず紙魚の巢にしておくのも惜しい、と思うまでのこと、文化中、得がたい珍書の代価を論ずることなく買い入れた経緯などを書き送った。

その間、天保十一年八月二十一日、馬琴は、桂窓へ書翰<sup>(49)</sup>を送り、唐本類を御望みでない由承った、篠斎子から知らせを受けて、『八大伝』稿本六集のみ御入用の由、六集より末まで続いてあるけれども、六集のみ今便並便をもって送る、『金毘羅船』稿本、初編より三編まで御入用の由ながら、七編と八編のみしかないので、御断りする、『文の定紋』稿本御入用の由、篠斎子も御望み、貴君の書状を篠斎の書状より四、五日前に受け取ったけれども、篠斎より内金として前金を受け取っているので、その稿本を篠斎子へ差し出す、貴君の御注文のこと篠斎へ伝える、御相談してもらいたい、合巻物の稿本、『殺生石後日』のみ全部五編揃っている、表紙掛製本させたもの、金二両で望む人あれば売りたい、『文の定紋』の代りに『ちよくく』ら著聞集』稿本第二編八冊、御入用如何か、と申し送った。

十月二十一日の桂窓宛書翰<sup>(50)</sup>によれば、桂窓が篠斎から『南柯夢』稿本を譲り受け、代金を篠斎へ渡した。馬琴は、その書翰に、『忠臣絵伝抄』を望む人あれば、金五〇〇疋位で売りたい、御汲引願いたいと媒介の世話を頼んだ。文化中、高料金一両二分で買入れ秘蔵してきた、享保中出版、程なく絶板、泉岳寺で義士開帳あった折、或る大名衆の注文で金二両までならば買いたい、と申入あったけれども、手離さなかった、只今衰眼見ることできないので売りたい、と書き送った。

翌年、天保十二年一月二十八日の桂窓宛書翰<sup>(51)</sup>によれば、「白石叢書」「兔園小説」を、懇友中に知る人あって代価を聞きたい、と桂窓が申し入れてきた。桂窓は、篠斎への馬琴の書翰を見せてもらっており、『兔園小説』に

については、出府の折、馬琴宅を訪ねて見ていた。馬琴は、「白石叢書」について、実に稀な珍書、三三卷、文化中に金五両で買い入れ、年々校訂した秘蔵第一の愛書、只今不眼で読めないで、金七、八両ならば売ってもよいが、金子急用でもない、官府の秘事など多く記されているので、御家人の心得になり家に残して置きたいけれども、孫の太郎の本性、行末わからない、賢から賢に伝えて仁志の端ともなればと思う、宜しく先様へ伝えてもらいたい、と頼んだ。『兔園小説』については、社中の写本三、四本あろう、一〇冊のもの、小子独撰の続編八冊、計一八冊あって社中に類本ない、故琴嶺自筆の書画あるので、孫に残し伝えたい、たとえ一〇〇金でも放し難い、愚娘存生中に売らないうよう申し聞かす、と伝えた。

閏一月九日、馬琴は、篠斎宛書翰<sup>(92)</sup>で、『忠臣絵伝抄』代金一両一分、「白石叢書」代金八両三分、計一〇両ならば思い切っ売ろうかと思う、と伝えた。桂窓からは高料の故か返事がない、長谷川氏も相談できないと思ってるのではないか、貴君、桂窓子、長谷川氏の何れの方、小子身後に太郎母に申し入れられ、ば元直段で御手に入るよう申し示しておく、何れの方かの御蔵書になれば、と思ってる、小子存命中に急に沽却することもあるかもしれない、御懇友に御世話してもらいたく、「白石叢書物目録」のある一の巻、二の巻の二巻を、『忠臣絵伝抄』と一緒に送本する、御申越の「義士伝」というのは『赤城義士伝』のことではないか、片岡氏の著述全一五巻、十五巻目に赤穂義士の小像がある、小子所蔵の一の巻、十五の巻も封入して一緒に送る、金一〇両で買い入れる方なければ、「白石叢書」の二巻、『忠臣絵伝抄』の五冊、『赤城義士伝』の二巻を一緒に返してもらいたい、と申し入れて、『傾城水滸伝』稿本初編下帙四冊、『青砥石文』稿本四之巻一冊とも、二包にして、飛脚問屋島屋佐右衛門方へ、並便をもつて送るよう届けさせた。

馬琴は、金子急用ないと云っていたけれども、故琴嶺七回忌などの仏事の入用にあてるため、「白石叢書」『忠臣絵

「伝抄」を、是非なく手放すこととした。三月朔日の篠斎宛書翰<sup>(55)</sup>に、両書を金八両で売りたい、望む人なければ、「白石叢書」代金八両一分、『絵伝抄』代金二両一分、計金七両二分までならば手放す、長谷川氏へ御取持願いたい、二本ともおしくるめて売りたい、『絵伝抄』のみということであれば見合わず、四月中に金子入手したい、蔵宿の借財を追々済してきたので、金二五両位借用できようが、小子身後に借財を譲っては暮らしの障りになる、そこで愛書を手放す仕合、恥をしのんで御相談する、と認めて頼んだ。

四月十九日の篠斎宛書翰<sup>(54)</sup>によれば、篠斎が長谷川六有へ取り持ち、六有が、「白石惣目録」にみえるものを所蔵しているけれども、「白石叢書」全本だから、『絵伝抄』とも、金七両二分で買い取ることとした。篠斎が、大伝馬丁店の文右衛門から金子を受け取るよう、馬琴へ為替を送ってきた。馬琴は、千謝万謝寸楮に尽しがたい、と御礼を書き、十九日金子受取の書付も送り、「白石叢書」三の巻より終まで、並便をもって送るよう、飛脚問屋島屋佐右衛門方へ届けさせた。

翌年、天保十三年八月六日、馬琴は、篠斎へ書翰<sup>(55)</sup>を送り、『正字通』『本草綱目』『水滸四伝全書』『通徳類情』『崇正通書』『遺老物語』『増補江戸志』、朱注の五経、小子手入の『老子』『莊子』、『少微通鑑』『宋元通鑑』など、書肆へ売るべきものではないので、珍奇奇書の略目録、代価を別紙に書いて送る、自作の読本一〇〇巻、草双紙合巻、柳箒筆大小三つ、蓋できないほどあり、蔵書一〇余箱にある、小子不眼、孫の太郎読書大嫌い、当年より渡世失なつて財用続かない、太郎日光御供の散財あり、蔵書を近日岡田屋を呼んで沽却しようと思う、と書き送った。八月二十六日頃、馬琴は、篠斎へ書画名、代価を記した覚<sup>(56)</sup>（代筆）を送った。『諸鳥写真極彩色大絵巻』六巻、桐二重箱入、『飼籠鳥』一〇巻、書画ともに代金一〇両、『事迹合考』五巻、代金一両、『読史余論』著作堂校訂全本七冊、代金一両一分、『廢絶録』大冊一巻、代金一両、『慶長日記』五巻、代金三両二分、『北条分限帳』大一巻、代金三分二朱、



『新野問答』合本二巻、代金一分二朱、『慶長年録』三巻、『元和年録』一巻、『寛永年録』三巻、一部七巻代金五両二分、『慶長年中記』一巻、代金二朱、『近聞寓筆』『漂流紀事』『平賀鳩溪火流布放』合本一冊、代金一分、『禹鑿堂漫録』五巻、代金一両一分、『歴朝日本国伝』一巻、代金三朱、『薪のけぶり』三巻、代金二分、『臥雲日件録』、代金二分、『跡なし草紙』二冊、代金二分、『銅柱余談』四冊（大奇書）、代金一両一分、「諸鳥写真極彩色大絵巻」は、種々の奇鳥があり、鳥の写真を尽すもの、『飼籠鳥』は、和漢の古書を引用して詳しく注しており、諸鳥の出所を詳しく知ることができる最上のもの、『廃絶録』は、林羅山の『廃絶録』とは別本、慶長以来国を除かれた諸大名を録すもの、と説明を加え、若望む人あつて見たいというのであれば、見せ本を一、二冊ずつ差し出す、心なき人には秘してもらいたい、と申し入れた。

前年、天保十二年三月三日、馬琴は、桂窓へ愛書大秘書を売ろうかと思うが未だ決めかねている、その書というのは、『慶長日記』『異本慶長日記』『慶長年録』『元和年録』『寛永年録』『廃絶録』など、官府と林家のほかにない稀書、小子不眼、見ることでできない、珍書を好む黄金家でなければ相談も整わない、子孫に貽そうかと思う、猶惜しく思う、と書翰<sup>(97)</sup>（代筆）に認めて送っていた。

天保十三年九月二十八日の篠斎宛書翰<sup>(98)</sup>（代筆）によれば、篠斎は、桂窓に馬琴蔵書の古草双紙と秘書のことを伝えて相談していた。篠斎が草双紙四〇余部を買取って、同好へ分けていた。桂窓が、桂窓の懇友、津の川喜田氏へ秘書について伝え、かねて望んでいたのを買取らせようとした。馬琴は、愚意とは相違するけれども、桂窓子の懇友であればよいか、うかと人に渡しがたい、篤実家であれば差支えないか、桂窓子が買い入れて川喜田氏へ売り、小子方から出たことを秘してもらえば安心であろう、桂窓子がそれを承知して取り斗ってくれるのであれば、差し出す、と篠斎へ申し入れた。和漢の板本のみ数十部を岡田屋へ売却した。代価は僅か金二〇両一分二朱を得たにすぎない、

昔年金二兩一分で買入れられた『水滸四伝全書』が金三分、金二兩一分であった『通徳類情』一帙が金一分二朱、元直段金一兩一分であった『崇正通書』一帙が銀一〇匁、あまりのこと、当時唐本と方位の書がすたって買入らないためという、小子見ることできず、実に反故同様、好みの人の宝になれば、仁の端にもなる、類焼したと思えば悔なし、と思いかえして岡田屋へ沽却した、小子五〇年苦心の蔵書、不本意の至り、恥じ入る仕合、とも書き送った。『禽鏡』、高料の品、長谷川氏が一卷見たい由、大巻故、道中の損傷斗りがたい、箱を堅固にして出さねばならない、それに費用が懸るので延引する、「水滸絵巻」の価を聞かれたい由、写本料、裱褙料、箱ともに金三分二朱ほど費したと覚えている、奥書「水滸隠秘解」が金五〇〇疋位、合わせて金二兩余ならば売る、強いて沽却しない、長編の愚筆ほかになく家に遺した方がよいとも思う、宜しく御勘考願いたい、と申し送った。篠齋が注文した書名・代金を記し、今便、並便で飛脚へ出す、と伝えている。その篠齋注文の書と代金は、古草紙四〇余部と「泰字秘書」一卷、代金一兩一分、『銅柱余談』四卷、代金一兩一分、『あとなし物語』二卷、金二分、『近聞寓筆』『漂流紀事』『平賀鳩溪火浣布攷』合本一卷、金一分、『歴朝日本国伝』一卷、金三朱、『禹鑿堂漫録』金一兩一分、五卷の内見せ本一卷、であった。『あとなし物語』について、高料と思召されようが、作者の原本、価を厭わず買入れて秘蔵したもの、思召に叶わなければ返されてもよい、『歴朝日本国伝』について、二十一史の抄録、稀書、小子重宝した愛書、金一分二朱位のもの、黙老へ申し入れれば買入れれると思う、御意に入らなければ返されてもよい、『禹鑿堂漫録』について、小子年来の愛書、誰にも見せていない、紀州の学士某弥学の随筆、一〇余年前、友人文宝亭（獨山人）の紹介で、小子へ序文と校訂を乞うたけれども、潤筆差支あって破談、原本催促され、一〇日ばかりの内に一卷金一分の筆料で一筆に写し取らせ、原本を返した、下谷御徒歩衆走書の名人が上手に写したものを、金一兩一分は写本筆料のみ、近頃見た随筆第一の好書、仰せに任せて見せ本一卷を差し出す、と伝えた。

二十九日、馬琴は、篠斎宛別紙<sup>(59)</sup>（代筆）で、書名を記し、今日並便をもって出すよう飛脚問屋へ出したと伝え、「白石手簡」「古史通或問」、春海の『読記小識』などもある、思召あれば、書名目録を御目に懸ける、と申し入れた。十一月二十一日には、『禹鑿堂漫録』の残り二から五までの四冊を、並便をもって出すよう飛脚問屋へ届けた旨、篠斎へ書翰<sup>(60)</sup>（代筆）で知らせた。二十五日、『禹鑿堂漫録』五冊として、前記の書名、代金を記し、金四両二分三朱、その他の分ともに、樋に受け取った、と記した篠斎宛覚<sup>(61)</sup>（代筆）を送った。

篠斎は、紀州の同好の方へ古草紙を配分し、長谷川六有と桂窓へ、それぞれ入用の書を渡した。桂窓は、『跡なし物語』『歴朝日本国伝』を買い取り、『泰字秘書』を引き取って川喜田氏へ譲った。篠斎は、「禽鏡絵巻」「水滸絵巻」を望む人ないか心懸ける、と馬琴に伝えた。馬琴は、十一月二十六日の篠斎宛書翰<sup>(62)</sup>で、そうした御親切に感謝し、さらなる御芳煩を願った。

(二)

その後、天保十四年、在府していた桂窓が馬琴宅を訪ねた。馬琴は、『兎園小説』全一〇巻日本一四冊を、譲ってもらいたいと願った桂窓へ、金五両で譲ることを約束した。馬琴は、海内一本のみ、子孫に伝えるべき書、惜しいけれども、桂窓に預けておけば手前にあるのと同じ、と思っ、桂窓へ望むかどうか申し試してみたところ、桂窓が望むと願ったのであった。桂窓は、その内の二、三冊を岡田屋で入手していた。馬琴は、全書入手されたから、その分不用になる、来春脚賃江戸払で送ってもらいたい、と桂窓に頼んだ。十一月十三日、馬琴は、桂窓の使から代金五両を受け取り、その使に全冊渡した。<sup>(63)</sup>桂窓は、十一月二十六日に出府し、十二月五日に松坂へ帰着し、馬琴の申し入れに応じて、『兎園別集』三巻合本一冊を馬琴へ送った。<sup>(64)</sup>馬琴は、不眠ながら、おみちに問いながら数十日かけて過半

校訂して秘蔵した。<sup>(65)</sup>

天保十五年（弘化元）十月六日の桂窓宛書翰<sup>(66)</sup>（代筆）に、馬琴は、当夏曝書の折、おみちが『東韃紀行』分巻二冊を見出した、大秘書、間宮林蔵の東韃会所独行の聞書、絵図ない、実に珍奇の秘書、一〇余年前、価を惜しまず買入れ忘れていた、ほかに松前駒ヶ岳大図一幅ある、この二部を金三分で売りたい、華山一件、長英牢腕の風聞あって、心知る人でなければ売り渡せない、思召あれば後便で申し越してもらいたい、と認めて送った。

翌年、弘化二年一月六日、馬琴は、篠斎へ書翰<sup>(67)</sup>（代筆）を送り、去夏中曝書の折、おみちが『東韃紀行』を見出した、大秘の珍書、深く納め置いて忘れていた、間宮林蔵一人、水路を東韃へ行った紀行、『銅柱余談』の前編、御汲引で長谷川六有へ沽却したいから、六有が望むかどうか、承りたい、松前駒ヶ岳の図大空武左衛門肖像大幅一幅、この三種で、金三分二朱で譲りたい、御面会の節に話してもらいたい、見た上でのことであれば、飛脚へ出す、御労煩恐れ入る、と頼んだ。

同日、桂窓に『東韃紀行』のこと、先年長谷川六有へ話すよう頼んだこと、小子老耄の至り、忘れていた、汗顔仕った、と書翰<sup>(68)</sup>（代筆）に書いた。その後については未詳。

## 二 売却の理由と心情

天保七年夏、馬琴は、嫡孫の太郎（興邦）のために御持筒同心の株を買うこととした。<sup>(69)</sup> 代金一三五両であった。御持筒同心小屋頭へ封金（内金）三〇両を渡して手続を依頼した。馬琴は、囊中に金六両しかなく、丁子屋平兵衛、和泉屋市兵衛から金三〇両を借用して、その封金に充てた。太郎が成長するまで、遠縁の喜助を滝沢二郎と改名させて

番代に立て、九月、遠縁番代願の伺書を御持筒頭へ提出するにあたって、馬琴は、急用の金子を調達するため、蔵書を売却しようと丁子屋平兵衛に相談した。平兵衛は、大量の書であるから市に出して糶糶とすれば便宜であるとすゝめた。

馬琴は、宗伯（興継）が幼生の頃、將軍家の御家人の与力として、扶持を抛り所とする滝沢嫡家を再興しようとしたが、一千金も要するので断念し、医師と成して松前藩の扶持を受けさせた、その跡の太郎を御持筒同心と成して、扶持を受けさせ、嫡家永続を希求した。宗伯生前中、読書は吾身一人の娯楽、吾身後に事のある時には、蔵書売って当用にあてるよう教示していたが、孫のために愛書を売る、時なるか、愛惜の念やる方ないが、皆大也時也、と心を決した。

馬琴が、丁子屋平兵衛のすゝめで、古稀算賀の書画会を興行したのも、賤術としながらも、急用の金子調達のためであった。馬琴は、書画会を商量した丁子屋平兵衛・和泉屋市兵衛から借用した小屋頭への封金の金三〇両を、書画会の益金をもって返済した。

馬琴は、神田の家を地主杉浦清太郎へ金四二両二分で売却し、書画会の益金、蔵書の売却代金と合わせて、金一八〇、九〇両を調達し、十一月、番代の所要金一三五両、媒人への謝礼金五両、御持筒組への披露金二両二分、竹木代金二両二分、その他の費用金五、六両、計金一五〇余両、四谷信濃殿丁千日谷上の拝領屋敷の破屋修復などに金七五、六両を要し、計金二二〇余両を費した。<sup>(7)</sup>

馬琴は、蔵書家として著名な山本北山、太田南畝、北川真顔、死して墳墓の壊まだ乾かない頃に、その子、その孫、親戚が、その蔵書を売って旧借を返済し、或は、酒色の欲にふけったりして、一本も残さないのを知り、吾、一世に集めて一世に失う、孫たちの益のため、蔵書売却で得た金子をそれに充てよう、と考えた。こうしたことは、やむを

得ない苦計で、非常に恥ずべきことではあるけれども、後に、太郎などがそれを知ることができるよう『吾仏乃記』<sup>(73)</sup>に記した。

『吾仏乃記』に記した市での売却益金は、前記のように順調には受け取れず、十月、桂窓に借金を頼み、また、蔵書を買取ってもらうなど、金子調達の苦心を続けた。株の代価残り金九〇両、頽破の家の修復の金子を急いで用意しなければならぬ、と桂窓に伝えて頼んだ。ついで、十一月、林宇太夫を取次として、宇太夫の妹、御用老女藤浦をもって、長府貞操院宮様へも御所望のものを売り渡した。

その間、十月、馬琴は、篠斎へ書翰を送り、御持筒同心株のこと、小屋頭への伺書、願書差出のこと、口入人への謝礼、仲間入諸入用などに金二〇両近く出金したこと、拝領屋敷修復のこと、それら金二〇〇余金入用のこと、内金三〇両賀会の手取金をあて、金五〇両を神田の家を地主へ売って調べて、金八〇両を用意し、その余を蔵書売って調達することとして、市へ凡そ三八、九箱の和漢書籍七〇〇余部を出して売ったこと、金銭融通悪く、僅かに市親から金二〇両を受け取り、桂窓子に頼んで金一〇両ばかり買取ってもらい、石川畳翠にも金一〇両ほど調べてもらって、その折の難渋をしのいだこと、などを書いた。壮年より衣食を省いて買入れた蔵書を、嫡孫母子の為とはいえず、一時に沽却した心の痛みは、去夏琴嶺死去の痛みと同じである、野生没後、見る者いない、近火で烏有になったと思えば、惜しくはないと心を取り直し、珍書類も多く沽却した、と心境を吐露した。また、のちに『吾仏乃記』に記したように、南畝、真顔などを引合に出して、書を好んであつめた人が、生前に沽却できないこと故あるかな、と今更ながら思われるけれども、死後間もなく、その書が散乱した、野生、その前轍に鑑みて、生前に書売り嫡孫の衣食の料にした、とも書いた。<sup>(73)</sup>

天保八年四月、鈴木牧之へも、蜀山人、真顔に加えて、矢筈毛利殿（五万石）、大沢殿（四万石）など、蔵書家とし

て聞えた大名、旗本衆が卒去の後、後嗣の君が好まず、皆売払ってしまった、予の蔵書も、死後埒もなく分散して子孫の為にならなくなる、存命の今、沽却して子孫の為にしようと思ひ決めた、近火で一時に焼亡したと思えば、失うのもそれまでの定数、と書き送った。<sup>(74)</sup>

馬琴は、市に出して廉価に買ひ取られたとの思ひを深くしていた。価の高下を論ずること、文人として恥ずべきことながら、奇書珍書などよく知るものがない、良馬あっても伯楽がないようなもの、と嘆息した。のちに、『吾仏乃記』<sup>(75)</sup>に、丁子屋平兵衛一人に任せたこと、思慮不足、岡田屋嘉七など然るべき書肆に見せて、その価を聞けば、甚だしい損失もなかったであろう、急ぎすぎたこと後悔する、しかし、是もまた時なるべし、と記した。

十一月、馬琴は、林宇太夫宛の書翰<sup>(76)</sup>に、古稀算賀書画会のこと、嫡孫のため小祿の御家人株を買ひ求め、孫の成長するまで遠縁の者を故琴嶺の仮養子として勤めさせたこと、その拝領屋敷を造り直さなければ住めないのです、その普請入用のため、長府直操院宮様御所望の旧作を差し出す、再び得ることできないもの、近火で焼失したと諦めれば、と思ひながらも、何ともなく惜しまれる、老のくりごと御憐察下さい、と書いた。

翌年、天保八年二月にも、林宇太夫宛の追啓<sup>(77)</sup>に、琴嶺の跡、断絶に及ぶこと歎かわしく、且、先祖へ不孝、家の動かないようにしたく一株をもとめた、七旬に及んで家を作ること、一身の為ではなく、子孫のためのみのこと、若い時より力及ばず、余命おぼつかなく、心あわたゞしく、聊も奢る為にしていることではない、一昨年琴嶺に先立たれ、去年秘蔵の蔵書を売り払い、世の友を失い、一向に楽しみもなく、余命を送っている、お察し下さい、と書き、聊の品ながら宮様が御慰みになされられ、ば、本望の仕合、とも書いた。

同じ二月、馬琴は、桂窓宛書翰<sup>(78)</sup>で、『日本国郡分界図』を、財用窮乏のため沽却しようと思う、このような珍書を、書肆へ渡せば、廉価となり、且、何人の手に落ちるかかわからない、せめて知音の友の所蔵となれば、歎きの中のもの

こびとも思う、と申し送った。

三月、馬琴は、林宇太夫へ、一生涯に同好知音の友というのは稀であるけれども、宮様、妹様、御同好知音にも近い方と存ずる、と伝えている。<sup>(79)</sup>

馬琴は、天保八年の春から、老孤眼格別に衰え、夜分には手紙すら書けなくなった、と篠斎宛の書翰<sup>(80)</sup>に書いた。『吾仏乃記』<sup>(81)</sup>家説第四の「解が老病眼諸医療治の顛末」に詳しく記している。天保四年の秋、右の眼が見えないようになっていて、加えて左の眼もかすんで、細字を書くことも読書することも不如意となってきた。しかし、散財多く戯墨の筆を止めることができず、稿本を一行に書けなくて、六行、或は五行に手撈りで綴っていたけれども、天保十一年冬、左眼、いよ／＼見えなくなつて、おみちに教えて、口授し代筆させた。翌年、天保十二年春、流行医や尾張藩医官中嶋三伯の治療を受けたが、効なく、天保十三年夏、財用不足で休薬した。少壮より筆硯読書のために眼を勞して五〇余年、好むところに休る、悲しい哉、と記した。

天保九年六月二十八日の篠斎宛書翰<sup>(82)</sup>に詳しく書き送った。三月頃から老孤眼がかすんで細字の著述不便利となつた。四月中、長崎屋でめがねを二挺（金一両二分）買ってきたが、やはりかすんで見えない、五〇年来昼夜使い枯らしての衰えと思う、庇低い茅屋、神田旧宅と大いに違つてうす暗い、夕方、ぼんぼりとしか見えない、灯火では大字も読めない、暮六ツから臥房に入る、細字を書くと、右眼の痛みが次第に甚しくなつて、筆を捨て仰臥し、気をやしなつて、又筆を執る、著述をやめれば家族を養えなくなる、さぐり書きして細字を書くので、よくて一日に半丁、四、五行しか書けない日が多い、世路艱難、御憐察下さい、と書いた。なお、一昨年なごりなく蔵書を沽却して以来、蔵書の望を断絶した、とも書いた。桂窓へも、篠斎への書翰に書いたように、見えない右眼の痛み、著述不如意、終日で半丁、或は、五、六行を稿し、渡世のこと故、宅眷を養うよすがとして、と申し送つた。<sup>(83)</sup>



翌年、天保十年三月十二日の篠斎宛書翰に、老眼、当春いよ／＼衰え、眼鏡の望みを断ち、『八大伝』の稿本、野引見えず、細字の筆、埒明かず、五丁、三丁ずつ板元へ渡している、と書き、六月九日の篠斎宛書翰に、朦朧として見えないため、稿本、板下写本校閲、かなつけなどの苦心をめん／＼と記し、是将天命、眼力の衰え天我を亡す、歎くべきにあらず、と書き送っている。

そのような馬琴に難題が生じた。夏五月、娘祐の夫田辺久右衛門が引負債財金三八両余をめぐって町奉行所へ訴えられた。馬琴は、その一件を『吾仏乃記』家説第三の「田辺久右衛門が余殃の顛末」に詳しく記した。飯田町宅の清右衛門（勝茂）が地受人（地承人）となっていたため、現清右衛門（正次）とお祐が、まず金一一両を返済し、残り金二七両も返済する、という和談内済して十二月に落着した。おさきが馬琴へ内済金六両の借用を頼んだ。馬琴は、金六両をおさきに渡した。

馬琴は、八月十二日頃桂窓へ書翰を送り、現清右衛門が一向に知らないこと、金二〇余金を出して散財した、借財としては身後に難儀を残す、蔵書を売るよりほかにない、また、来年、嫡孫十三歳になる、人並より大柄、来年御番人を願出したい、追々老衰するので心いそぐ、仮番代の二郎へ身分片付の手当金、組仲間への金子、衣裳こしらえなど、金二〇両も才覚しなければならぬ、と事情を伝え、書名、代金を記した覚を認めて送り、余命心許ないので、質物とするより沽却したい、と頼んだ。

天保十一年一月八日、篠斎宛の書翰に、劣孫十三歳になり、大柄で十五歳位にみえるので、御番人を願う心づもり、野生追々老衰、一日も早く跡を固めたく、仮番代の二郎への手当金、番人の費用、衣服など余程散財必要となる、借財しては最後の憂を残す、是非なく愛書を沽却した、黙老へ申し入れたところ、義侠をもって、金一五、六両を前金として渡された、貴翁御儉約中、御相談しなかった、野生老眼ますます衰え、読書を楽しむことができず、嫡孫読書の

好み見えず、同好の友人の所蔵になれば、せめてものこと、思つて沽却した、もし思召あれば奇書珍書の書名をお目にかける、ほかに方位撰択もの好む人あれば媒介してもらいたい、と書き送った。

金子調達の必要なことに加えて、老眼の衰え、太郎が読書しないことも、沽却の理由とするようになった。

二月九日、馬琴は、何分不眼になり、読書の楽を失ったけれども、皆目見えないのでないから、猶愛惜の痴念止みがたい、とはいえ、読むこと難しいから、同好知己の蔵書にいたしたい、と篠斎へ書翰を認めて出した。

六月六日の篠斎宛書翰を代筆で認めさせ、此節になって、大字も読めず、書くことも字の上に字を重ねたり、画稿も出来かねようになつた、不束な婦人（おみち）の代筆をもって申し上げた、と書き送った。同日、桂窓へも、同様のことを代筆をもって、申し送った。

八月二十一日の篠斎宛書翰（代筆）に、愛書の『読史余論』を篠斎の媒介で、長谷川六有に売り渡すについて、何分財用せわしい折、承ってきた方の所蔵になれば惜しくない、と書いた。七月下旬、興邦の番代願伺書を小屋頭へ出して手続を進めてもらい、十一月二十一日、興邦番入を仰せ付けられた。馬琴は、先祖への孝道が立ち、琴嶺末期に申し聞かせたことを果し、嫡家の家督を定めて安心した、興邦の衣裳、組与力一〇軒、仲間五五軒への挨拶、二郎身分片付料、頼みごとをした上役への礼など、多くの散財をした、手許に残してきた自作旧本初摺本、自作稿本をも売り渡した。

天保十二年一月二十八日の篠斎宛書翰（代筆）に、小子不眼、読書できず、紙魚の巢にするのも惜しい、書淫の小子、追々売り尽して急用に充てること、天命のしからしむところ、と認めた。同日の桂窓宛書翰（代筆）に、太郎、書を好む本性にはみえない、好む人に譲つて、賢をもって賢に伝えること仁志の端とも思う、と書いた。

二月七日、昨年十月から持病、腰立たなくなっていた老妻が飯田町宅で死去し、葬儀費用の三分二、墓地買い取り、

墓石建立などの財用も多く、五月には琴嶺の七回忌、九月には妹の一周忌と散財続くので、金一四、五両もかゝる、蔵宿の借財も追々済してきたので、金二五両位を借用できるけれども、身後に借財をゆずっては、あと暮らしの障になる、とて篠斎へ愛書を売る、四月中に金子を手に入れたい、と三月朔日の書翰<sup>(97)</sup>で篠斎へ頼んだ。三月三日の桂窓宛書翰<sup>(98)</sup>（代筆）にも、興邦読書を好まないこと、番代仰せ付けの大散財、老妻死去にともなう散財について書き送った。

四月十九日の篠斎宛書翰<sup>(99)</sup>（代筆）に、太郎は学問を強いては寿を損じることもあろう、武芸を習わせるよう、にと良医が申したので、蔵書を太郎へ譲ること無益と思ひ、官府、林家にしかない大珍書も手放した、と認めた。

馬琴は、『吾仏乃記』<sup>(100)</sup>に、興邦、性として武芸を好むようであり、御主意によって御家人の子弟が武芸を励むので、武芸をもって家を成そうとて、天保十二年秋から武芸の諸師に入門、剣法、槍法、柔術、棒法、鉄砲、馬術を学び始めた、財用続かないが、一芸でも人並みになるよう、好みに任せている、と記している。

天保十三年八月六日の篠斎宛書翰<sup>(101)</sup>（代筆）で、小子不眼で一字も読めない、太郎が読書大嫌い、当年から渡世を失って財用続かない、興邦の日光御供の散財もある、蔵書を岡田屋へ売却しようと思う、高料でも買う人あれば、一部でも二部でも御世話願いたい、と申し入れた。馬琴は、六月三日の幕府令により、戯墨の筆を絶たざるを得なくなること、日光御供の諸雑費を算帳して金八両余になった、御手当金三両を差し引いて、金五両余の散財、となったことを、『吾仏乃記』<sup>(102)</sup>に記している。前記のように、黙老、篠斎、桂窓、長谷川六有などへ売却して、金二〇両余を得て財用に充てた。興邦の読書大嫌い、不眼に加えて、潤筆料を稼げない、という大きな問題が生じてきた。馬琴は、老いて吾身を養う者がいない、興邦の小禄では暮らしに足らない、今より吾窮するのは命にして時なり、と『吾仏乃記』に記している。九月二十八日、馬琴は、この度の沽却が何の為という名目もない、小子無渡世になった故の細工、

当暮の営みにも差支える、実にはやむを得ない仕合、と篠斎へ書翰<sup>(10)</sup>を認めめて送った。無渡世となったことを売却の理由にあげながら、それを売却の名目にならないと考え、暮らしに窮するようになるのは、天命、時である、と思うことにしたのであった。

### おわりに

馬琴は、滝沢嫡家当主の長兄興旨没後、嫡家の永続に力を尽したけれども、その名跡をつぐべき幼女も死没し、養子を入れての方策も成果なく、長子興継の成長をまって再興することとし、病弱な興継を医師(宗伯)として育成し、松前藩医師筆頭、譜代家臣並、近習格になった興継をもって、念願の嫡家再興を果し、祖先の祭祀を続けさせて、祖先に孝をつくした。しかし、宗伯死没、その長子太郎成長後に宗伯の跡目として松前藩へ仕官することが認められず、馬琴は、御家人の株、御持筒同心の株を入手して、仮養子をもって仮番代に立て、嫡家の再興・永続をはかることとした。その経費を捻出するため、まず古稀算賀の書画会を興行した。<sup>(11)</sup>

それにかけて、一回めの蔵書売却を行ない、その収益、書画会の収益、神田宅売却の収益をもって、仮番代の願を達成し、拝領組屋敷へ転居し、その屋敷修復の経費を、蔵書売却を続けて行なって捻出した。馬琴は、七一歳の新年をむかえて、安らぎ歎びの心情を歌にあらわし、興邦が、忠孝を旨とし、母と妹を養い、常に慎しみ、小禄を内職で補い、家を理め身を愛して暮らすよう希った。

二回めの蔵書売却を七四歳の折に行ない、太郎を元服させ、仮養子から名跡を返させて興邦(太郎)につがせ、番入仰付を成就させ、嫡家の家督を定め、祖先への孝道も立てたとして安心した。

三回目の蔵書売却を七五歳になって行なったのは、妻の死没にともなう葬儀、墓石建立、故琴嶺などの仏事経営の経費を得るためであり、視力衰えて読書もできなくなり、興邦が読書を好まないため、蔵書を遺すより同好の友人・知人の蔵書となるのがよいと思うようになったからであった。

四回目の蔵書売却を七六歳の折に行なったのは、幕政改革に読本などの新版改正も行なわれ、著者・板元などが処罰され、馬琴は、怖れて戯墨の筆を断ち、無渡世となって窮乏するに至ったからであり、興邦の日光供奉にともなう経費も捻出したからであった。

喜寿になって重病で死を覚悟したけれども回復して、七九歳の年にかけて、秘蔵のものをも売却した。

馬琴は、六〇歳台半ば過ぎてから、天命を知る、というようになり、宗伯死没にともない、天命との思いを強くし、蔵書売却も天命、視力衰退も天命、一家の生活を支える苦勞も天命、天命を免れることはできない、と歎き怖れ、寿夭も天命との思いを抱き続けた。<sup>(10)</sup>

註

- (1) 木村三四吾編校『吾仏乃記 滝沢馬琴家記』(一九八七年 八木書店) 四七六・四七七頁。
- (2) 『吾仏乃記』三四八〜三五三頁。
- (3) 『吾仏乃記』四三二頁。
- (4) 『吾仏乃記』四五一頁。
- (5) 『吾仏乃記』四七六頁。
- (6) 柴田光彦・神田正行編『馬琴書翰集成』第一卷〜第六卷、別卷(二〇〇二年〜二〇〇四年 八木書店)。
- (7) 『吾仏乃記』三四八〜三五二頁。

- (8) 『吾仏乃記』三四八～三五〇頁。
- (9) 天保七年十月四日「桂窓宛追啓」〔『馬琴書翰集成』第四卷 二〇五・二〇六頁〕。
- (10) 『吾仏乃記』三五〇・三五二頁。
- (11) 天保七年十月四日「桂窓宛追啓」〔『馬琴書翰集成』第四卷 二〇五～二〇七頁〕。
- (12) 天保七年十月四日「桂窓宛再翰」〔『馬琴書翰集成』第四卷 二〇八頁〕。
- (13) 天保七年十月六日「桂窓宛覺」〔『馬琴書翰集成』第四卷 二〇九～二二二頁〕。
- (14) 天保七年十月十一日「桂窓宛書翰」〔『馬琴書翰集成』第四卷 二二四・二二五頁〕、天保七年十月十二日「桂窓宛書翰」〔『馬琴書翰集成』第四卷 二二五・二二六頁〕。
- (15) 『吾仏乃記』三五二頁。
- (16) 天保七年十一月三日「桂窓宛書翰」〔『馬琴書翰集成』第四卷 二二七・二三八頁〕。
- (17) 『吾仏乃記』三五二頁。
- (18) 『吾仏乃記』三五二頁。
- (19) 『吾仏乃記』三五二頁。
- (20) 天保六年閏七月十二日「桂窓宛書翰」〔『馬琴書翰集成』第四卷 九三・九四頁〕。
- (21) 天保七年十一月五日「林宇太夫宛書翰」〔『馬琴書翰集成』第四卷 二三八～二四六頁〕。
- (22) 天保七年十一月五日「林宇太夫宛別啓」〔『馬琴書翰集成』第四卷 二四七～二四九頁〕。
- (23) 天保七年十一月五日「林宇太夫宛書翰」〔『馬琴書翰集成』第四卷 二三八～二四六頁〕。
- (24) 天保七年十一月五日「林宇太夫宛別啓」〔『馬琴書翰集成』第四卷 二四七～二四九頁〕。
- (25) 天保七年十一月(五)日、九日、十日「林宇太夫宛覺」〔『馬琴書翰集成』第四卷 二四九～二五一頁〕。木村三四吾氏が、編集した『近世物之本江戸作者部類』(一九八八年 八木書店)の解説(八三頁)で、馬琴が自作読本類などの初刷り本、美濃紙版校正刷り本を整理して所蔵していたこと、馬琴没後、お路が、毎年馬琴遺蔵の読本類などを順次虫干していたこと、を紹介している。
- (26) 天保七年十一月九日「林鍊太郎宛書翰」〔『馬琴書翰集成』第四卷 二五三頁〕。

- (27) 天保八年二月三日「林宇大夫宛追啓」(『馬琴書翰集成』第四卷 一七〇・二七一・二七八・二七九頁)。
- (28) 天保八年三月十日「林宇大夫宛別紙(一)」(『馬琴書翰集成』第四卷 二九二頁)。
- (29) 天保八年三月十日「林宇大夫宛別紙(二)」(『馬琴書翰集成』第四卷 二九一・二九二頁)。
- (30) 天保八年五月二十日「林宇大夫宛書翰」(『馬琴書翰集成』第四卷 三三〇・三三一頁)。
- (31) 天保十一年十月二十一日「桂窓宛書翰(代筆)」(『馬琴書翰集成』第五卷 二二八頁)。
- (32) 天保十三年九月二十八日「篠斎宛書翰(代筆)」(『馬琴書翰集成』第六卷 五六頁)。
- (33) 『吾儂乃記』四三三・四五一・四七六頁。
- (34) 天保十年八月十二日頃「桂窓宛覚」(『馬琴書翰集成』第五卷 一一二～一一四頁)。
- (35) 天保十年九月二十四日「桂窓宛書翰」(『馬琴書翰集成』第五卷 一二五～一二七頁)。
- (36) 天保十年十二月朔日「桂窓宛書翰」(『馬琴書翰集成』第五卷 一三六・一三七頁)。
- (37) 天保十一年正月八日「桂窓宛別楮」「桂窓宛別包添状」(『馬琴書翰集成』第五卷 一五七・一五八頁)。
- (38) 天保十一年二月九日「篠斎宛書翰」(『馬琴書翰集成』第五卷 一六五・一六六頁)。
- (39) 天保十一年四月十一日「篠斎宛書翰」「篠斎宛追啓」「篠斎宛覚」「篠斎宛別包添状」(『馬琴書翰集成』第五卷 一七一～一七四、一七七～一七九頁)。
- (40) 天保十一年六月六日「篠斎宛書翰(代筆)」(『馬琴書翰集成』第五卷 一八四～一八六頁、一八八頁)。
- (41) 天保十一年六月六日「篠斎宛別紙」(代筆) (『馬琴書翰集成』第五卷 一八九・一九〇頁)。
- (42) 天保十一年六月六日「桂窓宛別紙」(代筆) (『馬琴書翰集成』第五卷 一九二・一九三頁)。
- (43) 天保十一年八月二十一日「篠斎宛書翰」(代筆) (『馬琴書翰集成』第五卷 二〇〇～二〇五頁)。
- (44) 天保十一年八月二十一日「篠斎宛別紙」(代筆) (『馬琴書翰集成』第五卷 二〇六・二〇七頁)。
- (45) 天保十一年八月二十一日「篠斎宛別包添状」一・二・三(代筆) (『馬琴書翰集成』第五卷 二二〇・二二二頁)。
- (46) 天保十一年十月二十一日「篠斎宛書翰」(代筆) (『馬琴書翰集成』第五卷 二二八～二二九頁)。
- (47) 天保十一年十二月十四日「篠斎宛書翰」(代筆) (『馬琴書翰集成』第五卷 二三〇～二三二頁)。
- (48) 天保十二年正月二十八日「篠斎宛書翰」(代筆) (『馬琴書翰集成』第五卷 二四八・二四九頁)。

- (49) 天保十一年八月二十一日「桂窓宛書翰」(代筆)『馬琴書翰集成』第五卷 二二三・二二四頁。
- (50) 天保十一年十月二十一日「桂窓宛書翰」(代筆)『馬琴書翰集成』第五卷 二二六・二二九頁。
- (51) 天保十二年正月二十八日「桂窓宛書翰」(代筆)『馬琴書翰集成』第五卷 二五五・二五六頁。
- (52) 天保十二年閏正月九日「篠齋宛書翰」(代筆)『馬琴書翰集成』第五卷 二六三・二六五頁。
- (53) 天保十二年三月朔日「篠齋宛書翰」(代筆)『馬琴書翰集成』第五卷 二七六・二七七頁。
- (54) 天保十二年四月十九日「篠齋宛書翰」(代筆)『馬琴書翰集成』第五卷 二九〇・二九一頁。
- (55) 天保十三年八月六日「篠齋宛書翰」(代筆)『馬琴書翰集成』第六卷 三七・三八頁。
- (56) 天保十三年八月二十六日頃「篠齋宛書翰」(代筆)『馬琴書翰集成』第六卷 四六・四七頁。
- (57) 天保十三年三月三日「桂窓宛書翰」(代筆)『馬琴書翰集成』第五卷 二八六頁。
- (58) 天保十三年九月二十八日「篠齋宛書翰」(代筆)『馬琴書翰集成』第六卷 五四・五七頁、六〇・六一頁。
- (59) 天保十三年九月二十九日「篠齋宛書翰」(代筆)『馬琴書翰集成』第六卷 六三・六四頁。
- (60) 天保十三年十一月二十一日「篠齋宛書翰」(代筆)『馬琴書翰集成』第六卷 六五頁。
- (61) 天保十三年十一月二十五日「篠齋宛書翰」(代筆)『馬琴書翰集成』第六卷 六六頁。
- (62) 天保十三年十一月二十六日「篠齋宛書翰」(代筆)『馬琴書翰集成』第六卷 六七・六八頁。
- (63) 天保十四年十一月十三日「桂窓宛書翰」(代筆)『馬琴書翰集成』第六卷 八三・八四頁。
- (64) 天保十五年正月十五日「桂窓宛書翰」(代筆)『馬琴書翰集成』第六卷 九一・九二頁。
- (65) 天保十五年三月二十六日「桂窓宛書翰」(代筆)『馬琴書翰集成』第六卷 九三頁。
- (66) 天保十五年十月六日「桂窓宛書翰」(代筆)『馬琴書翰集成』第六卷 一〇〇頁。
- (67) 弘化二年正月六日「篠齋宛書翰」(代筆)『馬琴書翰集成』第六卷 一一九頁。
- (68) 弘化二年正月六日「桂窓宛書翰」(代筆)『馬琴書翰集成』第六卷 一二三頁。
- (69) 『吾仏乃記』家説第三の「爲<sub>レ</sub>嫡孫ノ求<sub>レ</sub>祿要略并に中藤音重の事」「蔵書沽却の損益」三四一・三五三頁。
- (70) 『吾仏乃記』家説第三の「解古稀算賀会の大略」三三九・三四二頁。
- (71) 『吾仏乃記』家説第三の「売<sub>レ</sub>屋、求<sub>レ</sub>屋、大略」「遠縁番代願成就、授受の略録」「授受略録の二」「授受略録の三」「四谷の



- 敗屋修復并に番匠久七の事」「敗屋修復の二并に移徙の略記」「敗屋修復の三」三五三～三六七頁。
- (72) 『吾仏乃記』家説第三の「蔵書沽却の損益」三四八・三四九頁。
- (73) 天保七年十月二十六日「篠斎宛書翰」(『馬琴書翰集成』第四卷 一二五・一二六・一二三〇頁)。
- (74) 天保八年四月二十日「牧之宛書翰」(『馬琴書翰集成』第四卷 三〇九頁)。
- (75) 『吾仏乃記』家説第三の「蔵書沽却の損益」三五三頁。
- (76) 天保七年十一月五日「林宇大夫宛書翰」(『馬琴書翰集成』第四卷 二三八～二四六頁)。
- (77) 天保八年二月三日「林宇大夫宛追啓」(『馬琴書翰集成』第四卷 二七六～二七八頁)。
- (78) 天保八年二月十一日「桂窓宛書翰」(『馬琴書翰集成』第四卷 二八一頁)。
- (79) 天保八年三月十日「林宇大夫宛別紙(一)」(『馬琴書翰集成』第四卷 二八六・二八七頁)。
- (80) 天保八年四月二十二日「篠斎宛書翰」(『馬琴書翰集成』第四卷 三三三頁)。
- (81) 『吾仏乃記』家説第四の「解が老病眼諸医療治の顛末」四六一～四七〇頁。
- (82) 天保九年六月二十八日「篠斎宛書翰」(『馬琴書翰集成』第五卷 一三・二六・二七頁)。
- (83) 天保九年七月朔日「桂窓宛書翰」(『馬琴書翰集成』第五卷 三八・三九頁)。
- (84) 天保十年三月十二日「篠斎宛書翰」(『馬琴書翰集成』第五卷 八四頁)。
- (85) 天保十年六月九日「篠斎宛書翰」(『馬琴書翰集成』第五卷 九四～九六頁)。
- (86) 『吾仏乃記』家説第三の「田辺久右衛門が余映の顛末」三九三～三九五頁。
- (87) 天保十年八月十二日頃「桂窓宛書翰別紙(一)」(『馬琴書翰集成』第五卷 一一一・一一二頁)。
- (88) 天保十年八月十二日頃「桂窓宛寛」(『馬琴書翰集成』第五卷 一一二～一四四頁)。
- (89) 天保十一年正月八日「篠斎宛別格」(『馬琴書翰集成』第五卷 一四五・一四六頁)。
- (90) 天保十一年二月九日「篠斎宛書翰」(『馬琴書翰集成』第五卷 一六五頁)。
- (91) 天保十一年六月六日「篠斎宛書翰」(代筆)(『馬琴書翰集成』第五卷 一八六・一八七頁)。
- (92) 天保十一年六月六日「桂窓宛書翰」(代筆)(『馬琴書翰集成』第五卷 一九一頁)。
- (93) 天保十一年八月二十一日「篠斎宛書翰」(代筆)(『馬琴書翰集成』第五卷 二〇〇頁)。

- (94) 『吾仏乃記』家説第三の「滝沢太郎元服、命<sup>レ</sup>名爲<sup>レ</sup>興邦略解」三九八・三九九頁、家説第四の「興邦番代願成就要記、退<sup>レ</sup>二郎<sup>ヲ</sup>雑話并に二郎退去の証書、二たび蔵書沽却の損益」四一八〜四三三頁。天保十一年十二月十四日「篠斎宛書翰」(代筆)、同日「桂窓宛書翰」(代筆)、『馬琴書翰集成』第五卷 一三三・一三四頁、二四一・二四二頁)。
- (95) 天保十二年正月二十八日「篠斎宛書翰」(代筆)、『馬琴書翰集成』第五卷 二四八・二四九頁)。
- (96) 天保十二年正月二十八日「桂窓宛書翰」(代筆)、『馬琴書翰集成』第五卷 二五六頁)。
- (97) 天保十二年三月朔日「篠斎宛書翰」(代筆)、『馬琴書翰集成』第五卷 二七四・二七五・二七七頁)、『吾仏乃記』家説第四の「お百下世、喪事前後の雑話并に深光寺留守居僧証書」「到岸喪事前後雑話の二」「故妹貞松小乗忌、故児琴嶺七回忌追薦詠歌録」「旧借皆無」「建<sup>レ</sup>解が寿蔵及到岸墓、深光寺<sup>ニ</sup>台表略記、并に三たび蔵書沽却の損益」四三三〜四四七、四四九〜四五二頁)。
- (98) 天保十二年三月三日「桂窓宛書翰」(代筆)、『馬琴書翰集成』第五卷 二八七・二八八頁)。
- (99) 天保十二年四月十九日「篠斎宛書翰」(代筆)、『馬琴書翰集成』第五卷 二九一頁)。
- (100) 『吾仏乃記』家説第四の「太郎興邦両側番免除并に芸術進退得失の略記」四五三〜四五六頁)。
- (101) 天保十三年八月六日「篠斎宛書翰」(代筆)、『馬琴書翰集成』第六卷 三七頁)。
- (102) 『吾仏乃記』家説第四の「御政事御改革の諸令并に窮達有<sup>レ</sup>時、四たび蔵書沽却の損益」「日光御參詣供奉要記」四七〇〜四七八、五〇三〜五一〇頁)。
- (103) 天保十三年九月二十八日「篠斎宛書翰」(代筆)、『馬琴書翰集成』第六卷 五六・五七七頁)。
- (104) 拙著『文人・勤番藩士の生活と心情』『滝沢馬琴の暮らしの心情と信心』の「嫡家再興・祖先まつりと孝」(二〇〇九年岩田書院 四三〜五〇頁)。
- (105) 同三「仁と天命」(同書 五八〜六五頁)。

## 追記

定年退職後も、『論叢』に拙稿を公表する機会を与えられてきたことに対し、心から謝意を表す。本年、傘寿をもって終業する。